令和９年度　宮崎市所管スポーツ施設年間調整について

１　申込書受付期間

令和８年 12 月１日（火）～　令和９年１月 10 日（日）　**１月 10 日必着（郵送の場合）**

２　年間調整で取り扱う行事

(1)　公共団体、スポーツ競技団体、企業体等の主催行事を対象とします。
(2)　年間行事として、使用場所を確定しておかなければ、開催に支障を来たす行事とします。
(3)　競技施設単位で、午前・午後・夜間のうちの２区分以上を連続して、使用する行事とします。
(4)　宮崎市及び（公財）宮崎市スポーツ協会が主催する、全市民を対象とした「スポーツ教室」及び「講座」も含みますが、この場合には、２区分以上の使用制限はありません。

注）「宮崎市民スポーツ大会」については、（公財）宮崎市スポーツ協会が一括して申込みをしますが、仮予約後の使用許可申請は、各競技団体で手続きをするようにしてください。

３　対象施設

（A）スポーツランド推進課所管	（B）公園緑地課所管
・アイ・ホーム VITALITY FIELD 生目の杜 ・久峰総合公園 ・清武総合運動公園　・田野運動公園 ・天ヶ城公園 ・KING Sports Park(宮崎市総合体育館) ・北部土地区画整理事業記念体育館 ・南部土地区画整理事業記念体育館 ・佐土原体育館　・佐土原西体育館 ・田野体育館 ・Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館 ・清武体育館 ・加納スポーツセンター ・サンスポーツランド高岡 ・佐土原西運動広場	・阿波岐原森林公園 国際海浜エントランスプラザ多目的広場、テニスコート ・萩の台公園 軟式野球場、多目的スポーツ広場 ・大淀川市民緑地（田吉地区） 軟式野球場、ソフトボール場、サッカー、多目的グラウンド ・大淀川市民緑地（大塚地区） 多目的広場 ・大淀川市民緑地（下小松地区） 多目的広場、サッカー、ソフトボール場、軟式野球場 ・出水口公園 ソフトボール場、野球場 ・山内川緑地 ラグビー場、軟式野球場

4　調整基準

同一日時において、施設に申込みが重複した場合、次の基準で調整します。

順　位	基準
第１順位	・プロスポーツキャンプ、試合等 ・**「国民スポーツ大会」「全国障害者スポーツ大会」関連大会（宮崎市国スポ・障スポ準備課が認めるもの）**
第２順位	・全国及び九州規模のスポーツ大会等 ・中体連、市小体連主催のスポーツ大会等 ・市、市スポーツ協会（市スポーツ少年団本部を含む）主催のスポーツ大会等
第３順位	・市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等（※） ・県主催のスポーツ大会等
第４順位 （B）施設は対象外	・上記以外

※市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等とは、広く市民、県内外より参加者を集めた大会等とする。個人練習や練習試合は該当しない。また、限定チームで行う招待試合や大会も該当しない。

5　仮予約通知、申込取消及び変更等

(1)　令和９年２月上旬（第１順位、第２順位のうち全国規模のスポーツ大会等、４月・５月分）
令和９年３月上旬（６月以降分）
※上記郵送にて通知します。

(2)　仮予約後の取消申し出は、使用月の３か月前の末日までとします。
【例】使用月８月で仮予約後の取消申し出は、５月末までに行うことになります。

(3)　仮予約通知書の申請期限は、**使用月２か月前の 18 日まで**です。使用料同時納付となります。
【例】使用月９月の場合、７月１８日までに使用許可申請を行ってください。
期限までに使用許可申請がない場合、仮予約を取り消します。
（使用許可申請は、大会等の準備が出来次第、期限に関わらず早めにお願いします。）

(4)　使用許可申請後の変更・取消の場合の使用料還付は、市の条例の規定に則り、
別表（次ページ）のとおりとなります。
なお、上記（3）の期限までに大会等の詳細が未定の場合には、使用施設に連絡の上、必ず協議を行ってください。

※なお、(3)の期限までに申請が間に合わない場合は使用施設に連絡の上、大会の開催実施要項を必ず提出ください。

【別表】

使用許可申請（使用料納入）後の「変更・取消」の場合の使用料の還付について

※「変更」は、開催日数の減や使用施設の縮小の場合

施設区分	条　　件	還付の割合等
体 育 館	使用日の１４日前までに届出の場合	納付使用料の８割を還付
	使用日の７日前までに届出の場合	納付使用料の５割を還付
	使用日の６日前までの届出の場合	還付なし
運動公園	使用日の１５日前までに届出の場合	納付使用料の５割を還付
	使用日の１４日前までの届出の場合	還付なし

※　還付金は、施設窓口で還付手続きを経て、使用許可申請者の指定した口座に振り込まれます。

上表の還付の割合等については、宮崎市立体育館条例（体育館の場合）、宮崎市都市公園条例（運動公園の場合）に規定されています。

● **体育館の利用取消の例**

「使用日の７日前までに届出の場合」とは？

〈期間の遡及計算〉

体育館の使用日が９月 10 日の場合　・・・・・　７日前とは、９月２日です。

	届出日	７日前	６日前	５日前	４日前	３日前	２日前	１日前	使用日
9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
		←						起算日	

利用取消の届出日と使用日の間に、**７日間**必要となります。